

門川町ふるさと納税関連業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「門川町ふるさと納税関連業務委託」について、最適な事業者の選定を価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、提案力等の観点から選定を行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

門川町ふるさと納税関連業務委託

(2) 事業内容

「門川町ふるさと納税関連業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

※選定結果通知後から契約締結日までは、業務開始に向けた準備期間とし、委託料は発生しないものとする。また、事業期間の終了等により、次期受託者に業務を引き継ぐ際には、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅延なく提供すること。

(4) 委託料（提案限度額）

①ふるさと納税業務

本町が受領した寄附金額の4%以下（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

②シティープロモーション業務

本町が受領した寄附金額の2%以下（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※①・②を合計し、本町が受領した寄附金額の6%以下（消費税及び地方税相当額を除く。）を委託料の限度額とする。

※令和8年度の寄附金額は9億円を想定している。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。なお、参加資格基準日は、本要領の公表から本業務委託契約を締結するまでの間とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第16条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者。
- (2) 当該業務における門川町での競争入札参加資格を有している者。なお、入札参加資格を申請していない場合は、令和7年9月3日（水）～9月30日（火）の間に同申請を行い、確認を受けること。

- (3) 契約締結までの間に、本町より指名停止及び指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者。
- (4) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び門川町暴力団排除条例（平成23年門川町条例第16号）に規定する暴力団でない者又は暴力団員が役員の地位にない者もしくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしていない者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしていない者。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしていない者。
- (8) 令和5年度及び令和6年度において、宮崎県内の自治体で仕様書「4 業務の内容」に掲げる業務内容と類似の業務経験があること。
なお、参加申し込みの際に、上記が確認できる書類（契約書鑑の写し等）を提出すること。

4 実施スケジュール

実施スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、各項目の日程については、審査委員の都合等に合わせて適宜調整できるものとする。

実施内容	日 時
公募開始日	令和7年9月3日（水）
実施要領等に対する質問受付期限	令和7年9月17日（水）17時迄
質問に対する回答期限	令和7年9月24日（水）
入札参加資格申請書類の受付期限	令和7年9月30日（火）17時迄
参加申込期限	令和7年9月30日（火）17時迄
企画提案書提出期限	令和7年10月10日（金）17時迄
プレゼンテーション	令和7年10月29日（水）
審査結果通知	令和7年10月31日（金）

5 実施要領等に関する質疑の受付及び回答

本要領等に関する質疑については、以下のとおり受け付け、回答する。回答については、本要領等の一部を構成するものであり、同等の効力を有するものとする。

- (1) 提出書類
質問書（様式第4号）
- (2) 受付期間

令和7年9月3日（水）～令和7年9月17日（水） 17時迄

(3) 提出方法

門川町地域振興課にぎわい創出係

電話番号：0982 - 63 - 1140（内線 2224）

メールアドレス：furusato-kifu@town.kadogawa.lg.jp

※電子メールによる提出とし、提出した際は必ず電話にて連絡をすること。

(4) 回答

令和7年9月24日（水）までに、全質問に対する回答を、門川町ホームページにて公開する。その際、企業名等は記載しない。なお、意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものについては、回答しないことがある。

(5) 本要領等の変更及び追加資料の公表

質疑等を踏まえ、本要領等を変更する場合があるほか、本要領等に関する資料を追加することがある。本要領等の変更や資料の追加がある場合は、門川町ホームページにて公開する。

6 参加方法

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式第1号）・・・1部

② 誓約書（様式第2号）・・・1部

③ 見積書（様式第6号）・・・1部

④ 契約書鑑の写し等・・・1部

※令和5年度及び令和6年度において、宮崎県内の自治体と類似業務の契約が確認できるもの。

⑤ 企画提案書（任意様式）・・・12部

⑥ 業務実施体制（様式第5号）・・・1部

⑦ 会社概要（任意様式）・・・12部

(2) 提出期限

提出書類①～④：令和7年9月30日（火） 17時必着

提出書類⑤～⑦：令和7年10月10日（金） 17時必着

(3) 提出方法

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号

門川町役場 地域振興課 にぎわい創出係 担当：宮脇 宛

※持参、郵送のいずれかとし、提出期限必着とする。

(4) 参加辞退届の提出

本プロポーザル参加申込書を提出後、参加を辞退する者は、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被る

ことはないものとする。

(5) 参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、「3 参加資格」の要件を満たさないと判断される場合には、当該事業者に対して、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに通知する。

7 企画提案に関する留意事項

(1) 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とする。

(2) 企画提案書は、以下の点に留意した上で作成すること。

- ① 仕様書及び別紙「門川町ふるさと納税関連業務委託プロポーザル評価基準」の内容を踏まえ、実施方針及び具体的な運営について記載すること。
- ② 目標とする寄附金額を記載すること。なお、提案内容や実現可能性などを総合的に評価するため、提示した目標金額の多寡により評価しない。
- ③ 本業務の実施にあたり、リスクを予め想定し、当該リスクを回避する方策を記載すること。
- ④ 本町のふるさと納税の寄附受入状況を踏まえ、本町が抱える課題について明確に記載し、解決に向けた方策について記載すること。
- ⑤ 本町のシティープロモーションの促進に向けた提案について、具体的に記載すること。
- ⑥ 仕様書に記載されていない内容で、その他提案がある場合は、記載すること。
- ⑦ 見積書（様式第 6 号）には、本事業にかかる合計金額を%で記載すること。

(3) 企画提案書は、通しページを記載し、綴じて提出すること。

(4) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出書類の差し替え及び再提出は、原則認めない。

(6) 提出書類の返却は、行わない。

(7) 提出書類の著作権は、提案事業者へ帰属する。ただし、事業者の選定・公表・その他必要と認めるときに、町は無償で利用できるものとし、提案事業者は、著作者人格権を行使しないものとする。

8 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 実施要領に違反すると認められる場合

- ⑤ 審査員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑦ 受託者選定終了までに他提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑧ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

9 選定及び提案評価に係る事項

(1) 評価方法

提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、受託候補者を選定する。

(2) 審査会

① 開催日時 令和7年10月29日(水)午後 ※時間については別途通知

② 開催場所 門川町役場 3階会議室

③ 企画提案の所要時間 (予定)

プレゼンテーション 20分程度

質疑応答 10分程度

④ 注意事項

ア 各参加者の開始時間は、後日通知する。

イ プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとする。

ウ プロジェクターとスクリーンは、本町で準備するが、パソコンは提案者が持参すること。また、パソコンはHDMI端子による出力に対応していること。

エ プレゼンテーション参加者は、他の企画提案を傍聴することは出来ない。

オ 指定時間に遅れた場合は、参加を認めない。

カ プレゼンテーションは、提出書類を使用して実施することとするが、審査員によりわかりやすく伝えるためのプレゼンテーション用データの作成は可とする。ただし、企画提案を変更する内容のものは認めない。

(3) 評価項目及び評価内容

別紙「門川町ふるさと納税関連業務委託プロポーザル評価基準」のとおり

(4) 受託候補者の選定

① 審査委員会は、基準点を満たしており、かつ、各審査員の総合得点が最も高い

ものを受託候補者として選定する。

- ② 最高得点者が2者以上あるときは、委員の多数決により決する。なお、多数決においても可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- ③ 参加者が1者のみの場合にあっても審査は実施し、基準点を満たすときは、当該事業者を受託候補者として選定する。

(5) 選定結果の通知

選定結果は選定後、すべての提案事業者に書面で通知する。また、選定結果の通知日の翌開庁日以降に、次の項目を本町ホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称

1 0 受託候補者決定後の手続等

(1) 受託候補者との協議

受託候補者となった者と、事業の詳細について協議を行う。この場合、必要に応じて受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において、修正を求めることがある。なお、受託候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うこととし、次点候補者については、審査委員会での評価を踏まえ、審査委員会で協議の上決定する。

(2) 契約の締結

受託候補者と交渉が成立した場合において、門川町財務規則（昭和41年3月15日規則第4号）に基づき業務委託を締結する。

(3) その他

受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次点候補者については審査委員会での評価を踏まえ、審査委員会で協議の上決定する。

1 1 担当部署

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号

門川町役場 地域振興課 にぎわい創出係 担当：宮脇

TEL：0982-63-1140（内線2224）

Mail：furusato-kifu@town.kadogawa.lg.jp